

広島県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十一号

#### 広島県立美術館条例の一部を改正する条例

広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第五条第二項第四号中「展示施設等」を「美術館が所蔵する美術品等の展示（以下「所蔵作品展」という。）の観覧並びに展示施設等」に改め、同項第五号中「美術館の入館料」を「教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示（以下「特別展」という。）の観覧に係る入館料（以下「入館料」という。）」に改める。

第十一条第一項中「展示する美術品等」を「特別展」に、「別表第一に」を「一人一回二千三十円以内で知事が」に改める。

第十二条第一項中「展示施設等」を「美術館の所蔵作品展を観覧する者並びに展示施設等」に、「別表第二及び別表第三」を「別表第一から別表第三まで」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「利用料金」を「展示施設等及び駐車場に係る利用料金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所蔵作品展に係る利用料金は、教育委員会が別に定める場合を除き、前納とする。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「美術館の展示する美術品等」を「特別展」に改め、「特別の展示（教育委員会が行うものに限る。）に係る」を削り、同項を同条とする。  
第十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「前条第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が所蔵作品展を観覧するときは、所蔵作品展に係る利用料金を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 六十五歳以上の者
- 六 県内の大学に在学する外国人留学生
- 七 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（特別支援学校の中  
学部を含む。以下同じ。）又は高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。  
）の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童又は中学校若しく

は高等学校の生徒の引率者

八 祝日法第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入館する者

九 特別展と併せて観覧する者

十 その他教育委員会が別に定める者

第十五条中「規定により」の下に「所蔵作品展を観覧する者並びに」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

所蔵作品展の利用料金の範囲

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	広島県縮景園との共通券による場合
大学生	一人一回につき 三九〇円以内	一人一回につき 三二〇円以内	一人一回につき 三二〇円以内
その他一五歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）	一人一回につき 六五〇円以内	一人一回につき 五二〇円以内	一人一回につき 五二〇円以内

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。